

青森県人事委員会宛 青森県職員の「給与等改善勧告」を求める要請署名

青森県人事委員会人事委員長 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して感謝と敬意を申し上げます。感染症拡大防止など、国民の命とくらしを守る公務労働者の役割が社会的に大きく注目されています。今こそ、全体の奉仕者である公務労働者が最大限の力を発揮できるよう処遇や職場環境を整備しなければなりません。ただ、青森県は東北で一番少ない一時金、夏季休暇です。また、妊娠障害休暇がないのも青森県だけです。貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働者に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

記

- 1. 感染症拡大防止や県民生活の安心安全を確保するために奮闘する全ての公務労働者の生活と労働実態に見合う給与改善をおこなう勧告をすること。
2. 初任給、月例給、一時金及び諸手当を地域間格差解消のため引き上げる勧告を行うこと。
3. 高齢層職員の賃金抑制や55歳以上の職員の昇給停止を止める勧告をすること。
4. 均等待遇の原則のもとで臨時・会計年度職員の待遇改善に取り組むこと。時給を1500円以上とすること。また、勤勉手当を支給すること。
5. 会計年度任用職員更新時の公募要件を撤廃し、雇止めを解消するよう勧告すること。
6. 65歳まで安心して働ける職場環境を整備すること。また、再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに一時金の支給月数を改善すること。生活関連手当、特に、寒冷地手当を支給すること。以上の勧告をすること。
7. 退職年齢引き上げに伴う、給与水準の引き下げを実施しないよう勧告すること。また、退職金は引下げしないよう勧告すること。
8. 正確な勤務時間記録をし、公務の場の勤務実態を正しく掴むこと。また、残業隠しや不実記載を根絶するよう勧告すること。
9. 夏季休暇を年間6日間にすること。また、年次休暇の取得を勧告にある16日に達成されるべく強く勧告すること。
10. 「教育に穴があく」ことがないように定数内臨時職員を解消するよう勧告すること。
11. 妊娠障害休暇や不妊治療休暇を新設するよう勧告すること。
12. パワーハラスメント防止に向けた措置をはじめ、ハラスメント対策が実効あるものとするよう勧告すること。
13. 学校現場に更なる長時間労働をうむ変形労働制を導入しないよう勧告すること。
14. 評価の公正性・透明性・客観性が未確立の段階で、人事評価の給与への反映は職員の士気向上を妨げていることに留意した勧告を出すこと。

Table with 2 columns: 氏名, 住所

県宛 青森県職員の「給与等改善勧告」を求める要請署名

青森県知事 三村申吾 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して感謝と敬意を申し上げます。感染症拡大防止など、国民の命とくらしを守る公務労働者の役割が社会的に大きく注目されています。今こそ、全体の奉仕者である公務労働者が最大限の力を発揮できるよう処遇や職場環境を整備しなければなりません。貴職におかれましては、コロナ禍の中で保健所への指示や県民の暮らしを守るための諸施策など、特に自営業者への援助などの奮闘と尽力に感謝と敬意を申し上げます。しかし、一方、県内の医療機関の弱体化も露わになっています。今、求められているのは、県民の命と暮らしを守る県政の実現を一層図るとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、以下の実現を求めます。

記

- 1. 感染症拡大防止や県民生活の安心安全を確保するために奮闘する全ての公務労働者の生活と労働実態に見合う給与改善をおこなうこと。
2. 初任給、月例給、一時金及び諸手当を地域間格差解消のため引き上げること。
3. 高齢層職員の賃金抑制や55歳以上の職員の昇給停止を止めること。
4. 均等待遇の原則のもとで臨時・会計年度職員の待遇改善に取り組むこと。時給を1500円以上とすること。
5. 会計年度任用職員更新時の公募要件を撤廃し、雇止めを解消すること。
6. 65歳まで安心して働ける職場環境を整備すること。また、再任用職員の給与を大幅に引き上げるとともに一時金の支給月数を改善すること。生活関連手当、特に、寒冷地手当を支給すること。
7. 退職年齢引き上げに伴う給与水準の引き下げを実施しないこと。また、退職金は引下げしないこと。
8. 正確な勤務時間記録をし、公務の場の勤務実態を正しく掴むこと。また、残業隠しや不実記載を根絶すること。
9. 夏季休暇を年間6日間にすること。また、年次休暇の取得を行動計画や人事委員会勧告にある16日に達成されるべく、各部局に働きかけること。
10. 「教育に穴があく」ことがないように定数内臨時職員を解消すること。
11. 妊娠障害休暇や不妊治療休暇を新設すること。
12. パワーハラスメント防止に向けた措置をはじめ、ハラスメント対策が実効あるものとする。
13. 学校現場に更なる長時間労働を産む変形労働制を導入しないこと。
14. 評価の公正性・透明性・客観性が未確立の段階で、人事評価の給与への反映は職員の士気向上を妨げていることに留意し、実施を抑制すること。

Table with 2 columns: 氏名, 住所

← 県人事委員会宛 → 県宛 二つの署名で私たちの労働条件の改善を求めます